

横須賀市報

第 1852 号

発行日	発行所	横須賀市小川町11番地 横須賀市役所
毎月	編集兼	横須賀市長
10日	発行人	上地克明
25日	印刷所	(有)宮村印刷所

目 次

- 規 則
- ◇予算決算及び会計規則中一部改正…………… 15039
 - 告 示
 - ◇特定生産緑地の指定について…………… ”
 - ◇特定生産緑地の指定の解除について…………… 15040
 - ◇指定居宅サービス事業者の指定について…………… ”
 - ◇指定地域密着型サービス事業者の指定について…………… ”
 - ◇指定居宅サービス事業者の事業の廃止について…………… ”
 - ◇指定地域密着型サービス事業者の事業の廃止について…………… ”
 - ◇指定居宅介護支援事業者の事業の廃止について…………… 15041
 - ◇指定介護予防サービス事業者の事業の廃止について…………… ”
 - ◇身体障害者福祉法に基づく医師の指定について…………… ”
 - ◇指定自立支援医療機関の指定について…………… ”
 - ◇除却広告物等の保管について…………… 15042
 - ◇放置自転車等の移動について…………… ”
 - ◇道路区域変更及び供用開始について…………… 15043
 - ◇指定納付受託者の指定について…………… ”
 - 公 告
 - ◇介護保険料額決定通知書兼特別徴収開始通知書の公示送達…………… ”
 - ◇介護保険料の督促状の公示送達…………… ”
 - ◇住民票の職権消除について…………… ”
 - ◇国民健康保険料の決定通知書の公示送達…………… ”
 - ◇国民健康保険料の変更通知書の公示送達…………… 15044
 - ◇国民健康保険料の督促状の公示送達…………… ”
 - ◇後期高齢者医療保険料の納入通知書の公示送達…………… ”
 - ◇後期高齢者医療保険料の納入通知書兼特別徴収開始通知書の公示送達…………… ”
 - ◇後期高齢者医療保険料の督促状の公示送達…………… ”
 - ◇差押財産の公売について…………… ”
 - ◇第一種市街地再開発事業の施行地区となるべき区域について…………… ”
 - ◇横須賀市農業振興地域整備計画の変更について…………… ”
 - ◇農用地利用集積計画について…………… 15045
 - 上下水道局告示
 - ◇公共下水道の供用及び下水の処理の開始について…………… ”
 - 教育委員会告示
 - ◇市立ろう学校幼稚部・高等部の幼児・生徒募集について…………… ”

この規則は、令和4年12月1日から施行する。

告 示

横須賀市告示第209号 (令和4年11月11日 掲 示 済)

生産緑地法(昭和49年法律第68号)第10条の2第1項の規定に基づき、次のとおり生産緑地を特定生産緑地として指定しました。

令和4年11月11日

横須賀市長 上地 克明

番 号	位 置	区 域	特定生産緑地の面積	指定期限日
特-10	横須賀市阿部倉地内	別図のとおり	平方メートル 約 1,260	令和14年 11月13日
特-12	横須賀市阿部倉地内		約 980	
特-13	横須賀市阿部倉地内		約 550	
特-14	横須賀市阿部倉地内		約 890	
特-15	横須賀市阿部倉地内		約 520	
特-17	横須賀市平作五丁目地内		約 960	
特-27	横須賀市衣笠町地内		約 390	
特-28	横須賀市大矢部一丁目地内		約 640	
特-33	横須賀市根岸町二丁目地内		約 1,270	
特-40	横須賀市浦賀五丁目地内		約 880	
特-56	横須賀市久村地内	約 930	別図のとおり	
特-79	横須賀市野比五丁目地内	約 520		
特-80	横須賀市長沢一丁目地内	約 690		
特-83	横須賀市長沢一丁目地内	約 760		
特-95	横須賀市津久井三丁目地内	約 5,840		
特-97	横須賀市長井一丁目地内	約 1,360		
特-103	横須賀市長井二丁目地内	約 670		

規 則

横須賀市規則第70号

予算決算及び会計規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年11月25日

横須賀市長 上地 克明

予算決算及び会計規則の一部を改正する規則

予算決算及び会計規則(昭和39年横須賀市規則第43号)の一部を次のように改正する。

第49条第2項中「ついて」を「あって」に改め、「総務部人事課長が」の次に「、公共料金システムで計算する公共料金にあっては、会計課長が」を加える。

附 則

特-111	横須賀市長井六丁目地内	約 670
特-115	横須賀市長井六丁目地内	約 760
特-126	横須賀市太田和一丁目地内	約 740
特-131	横須賀市長坂三丁目地内	約 1,070
特-139	横須賀市芦名二丁目地内	約 1,950
特-141	横須賀市芦名一丁目地内	約 1,540
特-143	横須賀市芦名二丁目地内	約 1,510
特-158	横須賀市吉井二丁目地内	約 2,110
特-163	横須賀市津久井一丁目地内	約 400
特-165	横須賀市太田和一丁目地内	約 1,110

(別図略)

横須賀市告示第 210 号 (令和4年11月11日 掲 示 済)

生産緑地法(昭和49年法律第68号)第10条の6第1項の規定に基づき、次のとおり特定生産緑地の指定を解除しました。

令和4年11月11日

横須賀市長 上 地 克 明

番 号	位 置	区 域	特定生産緑地の面積
特-27	横須賀市衣笠町地内	別図のとおり	平方メートル 約 670
特-64	横須賀市久村地内		約 1,950
特-96	横須賀市津久井三丁目地内		約 1,500

(別図略)

横須賀市告示第 212 号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の規定により、次に掲げる者を指定居宅サービス事業者として指定しました。

令和4年11月25日

横須賀市長 上 地 克 明

指定年月日	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者名
令和4年11月1日	あゆみ福祉サービス	横須賀市武1丁目30番24号	訪問介護	横須賀市安浦町三丁目16番地 株式会社きたさと 代表取締役 森 步 三

横須賀市告示第 213 号

介護保険法(平成9年法律第123号)第42条の2第1項の規定により、次に掲げる者を指定地域密着型サービス事業者として指定しました。

令和4年11月25日

横須賀市長 上 地 克 明

指定年月日	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者名
令和4年11月1日	レコードブック横須賀中央	横須賀市米が浜通1丁目4番地吉田ビル1階	地域密着型通所介護	横須賀市米が浜通一丁目4番地吉田ビル1階 株式会社リ・クリアール 代表取締役 小 林 学

横須賀市告示第 214 号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条第2項の規定により、次に掲げる者から指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出がありました。

令和4年11月25日

横須賀市長 上 地 克 明

廃止年月日	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	届出者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者名
令和4年10月31日	あゆみ福祉サービス	横須賀市武1丁目30番24号	訪問介護	横須賀市安浦町三丁目16番地 有限会社きたさと 代表取締役 森 ペ ン
同	あゆみレンタル館	横須賀市長坂3丁目5番5号	特定福祉用具販売	横須賀市安浦町三丁目16番地 有限会社きたさと 代表取締役 森 ペ ン

横須賀市告示第 215 号

介護保険法(平成9年法律第123号)第78条の5第2項の規定により、次に掲げる者から指定地域密着型サービスの事業を廃止する旨の届出がありました。

令和4年11月25日

横須賀市長 上 地 克 明

廃止年月日	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	届出者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者名
-------	--------	---------	---------	---------------------------

令和4年 10月31日	といろ	横須賀市小矢部2丁目2 番20号	地域密着型通所介 護	横須賀市小矢部二丁目2番20号 合同会社といろ 代表社員 池 田 新
----------------	-----	---------------------	---------------	------------------------------------------

横須賀市告示第216号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定により、次に掲げる者から指定居宅介護支援の事業を廃止する旨

の届出がありました。
令和4年11月25日

横須賀市長 上 地 克 明

廃止年月日	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	届出者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者名
令和4年 8月31日	久里浜めぐみサポート	横須賀市久里浜1丁目11 番7号	居宅介護支援	横須賀市久里浜一丁目11番7号 有限会社木守 取締役 大 木 あかね
令和4年 10月31日	あゆみ福祉サービス	横須賀市武1丁目30番24 号	居宅介護支援	横須賀市安浦町三丁目16番地 有限会社きたさと 代表取締役 森 ペ ン

横須賀市告示第217号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、次に掲げる者から指定介護予防サービスの事業を

廃止する旨の届出がありました。
令和4年11月25日

横須賀市長 上 地 克 明

廃止年月日	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	届出者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者名
令和4年 10月31日	あゆみレンタル館	横須賀市長坂3丁目5番 5号	特定介護予防福祉 用具販売	横須賀市安浦町三丁目16番地 有限会社きたさと 代表取締役 森 ペ ン

横須賀市告示第218号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に

規定する医師として次のとおり指定しました。
令和4年11月25日

横須賀市長 上 地 克 明

指 定 年 月 日	氏 名	診療科目	診断する障害の区分	病 院 又 は 診 療 所 の 名 称	所 在 地
令和4年 11月1日	金 城 美 幸	消化器内科	肝 臓 機 能 障 害	横須賀共済病院	横須賀市米が浜通1丁目16番地
同	東 島 威 史	脳神経外科	音 声 言 語 ・ そ しゃ く 機 能 障 害、 肢 体 不 自 由	横須賀市立うわまち 病院	横須賀市上町2丁目36 番地
同	福 山 聡	耳鼻咽喉科	聴覚・平衡機能障害、 音 声 言 語 ・ そ しゃ く 機 能 障 害	池田町クリニック	横須賀市池田町5丁目 8番11号タカハシビル 2F
同	池 田 真 悟	脳神経内科	肢 体 不 自 由	横須賀市立市民病院	横須賀市長坂1丁目3 番2号

横須賀市告示第219号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次に

掲げる医療機関を指定自立支援医療機関として指定しました。
令和4年11月25日

横須賀市長 上 地 克 明

指 定 年 月 日	名 称	所 在 地	区 分	自立支援医療の種類
令和4年11月1日	わかばアサヒ薬局	横須賀市鶴が丘2丁目3番7号	薬局	育成医療及び更生医療
同	あうる訪問看護リハビリステーション北久里浜	横須賀市根岸町5丁目16番3号 ハビタ4番館2A号室	訪問看護	育成医療及び更生医療
同	訪問看護 杏の花	横須賀市根岸町5丁目17番12号 ツカサハイム2番館202	訪問看護	育成医療及び更生医療
同	クリエイト薬局横須賀浦賀店	横須賀市浦賀5丁目12番20号	薬局	育成医療及び更生医療

横須賀市告示第 220 号

屋外広告物法（昭和24年法律第 189 号）第 8 条第 1 項の規定により、次のとおり広告物等を保管しました。

保管した広告物等に係る保管広告物等一覧簿は、横須賀市都市部まちなみ景観課において告示の日の翌日から起算して 2 週間一般の縦覧に供します。

令和 4 年 11 月 25 日

横須賀市長 上 地 克 明

1 広告物等の名称又は種類等

広告物等の名称又は種類	広告物等の数量	広告物等が放置されていた場所	除却年月日	保管期間
はり札等	1	久里浜 3 丁目地内	令和 4 年 10 月 3 日から同月 31 日まで	告示の日の翌日から起算して 2 週間
立看板等	11	佐原 3 丁目、岩戸 4 丁目・5 丁目及び芦名 1 丁目地内		

2 保管場所

横須賀市武 3 丁目 22 番 1 号

3 返還を受ける方法

(1) 返還場所及び返還日時

返還を受けようとするときは、事前に協議の上決定します。

(2) 持参するもの

受領書、当該広告物等の所有者等であることを証明するもの及び印鑑

4 問い合わせ先

横須賀市都市部まちなみ景観課

横須賀市告示第 221 号

自転車等の放置防止に関する条例（平成 3 年横須賀市条例第 29 号）第 10 条第 2 項及び第 4 項並びに第 28 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり自転車等を保管場所に移動しました。

令和 4 年 11 月 25 日

横須賀市長 上 地 克 明

1 移動年月日等

移動年月日	移動した自転車等の台数		自転車等が放置されていた場所	保管場所
	自転車	原動機付自転車及び普通自動二輪車		
令和 4 年 10 月 3 日から同月 31 日まで	49	1	追浜駅周辺自転車等放置禁止区域	夏島町自転車等保管所 横須賀市夏島町 2 番地
同	4	0	京急田浦駅周辺自転車等放置禁止区域	同
同	4	0	汐入駅周辺自転車等放置禁止区域	三春町自転車等保管所 横須賀市三春町 2 丁目 1 番地
同	23	0	横須賀中央駅周辺自転車等放置禁止区域	同
同	4	3	衣笠駅周辺自転車等放置禁止区域	公郷町自転車等保管所 横須賀市公郷町 4 丁目 4 番地
同	13	0	北久里浜駅周辺自転車等放置禁止区域	同
同	1	0	馬堀海岸駅周辺自転車等放置禁止区域	三春町自転車等保管所 横須賀市三春町 2 丁目 1 番地
同	8	1	久里浜駅周辺自転車等放置禁止区域	公郷町自転車等保管所 横須賀市公郷町 4 丁目 4 番地
同	1	0	Y R P 野比駅周辺自転車等放置禁止区域	同
同	40	7	田浦町 1 丁目、長浦町 2 丁目、安針台、汐入町 3 丁目・5 丁目、本町 1 丁目、平成町 3 丁目、安浦町 2 丁目、三春町 2 丁目、不入斗町 3 丁目、公郷町 5 丁目、池上 5 丁目、平作 1 丁目・8 丁目、大矢部 5 丁目、根岸町 3 丁目、馬堀町 3 丁目、桜が丘 2 丁目、池田町 4 丁目・6 丁目、吉井 1 丁目、浦賀 5 丁目・6 丁目・7 丁目、東浦賀 1 丁目・2 丁目、佐原 3 丁目、久里浜 1 丁目・2 丁目、神明町、野比 1 丁目及び林 1 丁目・2 丁目地内の道路	同
同	0	1	衣笠駅第 1 自転車等駐車場	同
同	3	0	北久里浜駅第 3 自転車等駐車場	同
同	1	0	京急大津駅自転車等駐車場	三春町自転車等保管所 横須賀市三春町 2 丁目 1 番地

同	0	1	馬堀海岸駅自転車等駐車場	同
---	---	---	--------------	---

- 2 保管期間
自転車等を移動した日の翌日から起算して2箇月間
- 3 返還を受ける方法
- (1) 返還場所
返還を受けようとする自転車等の保管場所
- (2) 返還日時
月曜日から土曜日までの午前11時から午後7時まで。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除きます。
- (3) 移動費用
自転車 1台につき2,500円
原動機付自転車及び普通自動二輪車 1台につき5,000円
- (4) 持参するもの
自転車等のかきその他当該自転車等の利用者等であること

- とを証明するもの及び印鑑
- 4 保管期間経過後の自転車等の措置
保管期間が経過した自転車等は、本市が処分します。
- 5 問い合わせ先
横須賀市建設部土木計画課

横須賀市告示第222号

道路区域変更及び供用開始に関する告示
道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、次のように市道の道路の区域を変更し、及び令和4年11月25日からその供用を開始します。
その関係図面は、横須賀市建設部土木用地課において告示の日から30日間一般の縦覧に供します。
令和4年11月25日

横須賀市長 上 地 克 明

路線名	旧新別	区 間	敷地の幅員	延 長
1,687	旧	根岸町5丁目77番の12地先から 根岸町5丁目69番の1地先まで	メートル 1.8～2.0	メートル 28.7
	新	根岸町5丁目107番の3地先から 根岸町5丁目69番の1地先まで	2.0～2.7	21.0

横須賀市告示第223号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定に基づき、次のとおり指定納付受託者を指定しました。
令和4年11月25日

横須賀市長 上 地 克 明

- 1 指定納付受託者の名称及び事務所の所在地
株式会社イーティックスデータファーム
東京都渋谷区渋谷二丁目6番14号
- 2 指定納付受託者の指定をした日
令和4年11月12日
- 3 指定納付受託者に納付させる歳入等
イベント「Sense Island-感覚の島-暗闇の美術島2022」開催に係る猿島公園の入園料（インターネットによる公金支払の方法により納付されるものに限る。）
- 4 指定納付受託者に歳入等を納付させる期間
令和4年11月12日から令和5年2月28日まで

横須賀市長 上 地 克 明

第123号）第143条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているため、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。
令和4年11月11日

横須賀市長 上 地 克 明

年 度	種 別	月 別	発付年月日
令和4年度	介護保険料	6月分	令和4年7月29日
		7月分	令和4年9月30日
		8月分	令和4年9月30日

(別紙略)

横須賀市公告第197号 (令和4年11月11日 掲 示 済)

別紙の方は、職権により住民票の消除をしたので、住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第4項後段の規定により公告します。
令和4年11月11日

横須賀市長 上 地 克 明

(別紙略)

横須賀市公告第198号 (令和4年11月11日 掲 示 済)

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、国民健康保険料決定通知書の送達ができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているため、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。
令和4年11月11日

横須賀市長 上 地 克 明

年 度	科 目	備 考
令和4年度	国民健康保険料決定通知書	6月分から10月分までの納期限は、令和4年11月30日、令和5年1月4日、同月31日、同年2月28日及び同年3月31日に変更する。

(別紙略)

公 告

横須賀市公告第195号 (令和4年11月11日 掲 示 済)

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、介護保険料額決定通知書兼特別徴収開始通知書の送達ができないので、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているため、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。
令和4年11月11日

横須賀市長 上 地 克 明

年 度	科 目	発付年月日
令和4年度	介護保険料額決定通知書兼特別徴収開始通知書	令和4年6月15日

(別紙略)

横須賀市公告第196号 (令和4年11月11日 掲 示 済)

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、督促状の送達ができないので、介護保険法（平成9年法律

横須賀市公告第 199 号 (令和4年11月11日 掲 示 済)

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、国民健康保険料変更通知書の送達ができないので、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第78条において準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているため、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和4年11月11日

横須賀市長 上 地 克 明

年 度	科 目	備 考
令和3年度	国民健康保険料	減額分
令和4年度	変更通知書	減額分

(別紙略)

横須賀市公告第 200 号 (令和4年11月11日 掲 示 済)

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、督促状の送達ができないので、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第78条において準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているため、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和4年11月11日

横須賀市長 上 地 克 明

年 度	種 別	月 別	発付年月日
令和4年度	国民健康保険料	7月分	令和4年8月31日
		8月分	令和4年9月30日

(別紙略)

横須賀市公告第 201 号 (令和4年11月11日 掲 示 済)

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、後期高齢者医療保険料納入通知書の送達ができないので、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第112条において準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているため、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和4年11月11日

横須賀市長 上 地 克 明

年 度	種 別	備 考
令和4年度	後期高齢者医療保険料納入通知書	7月分から10月分までの納期限は、令和4年11月30日に変更する。

(別紙略)

横須賀市公告第 202 号 (令和4年11月11日 掲 示 済)

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、後期高齢者医療保険料納入通知書兼特別徴収開始通知書の送達ができないので、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第112条において準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているため、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和4年11月11日

横須賀市長 上 地 克 明

年 度	種 別	発付年月日
令和4年度	後期高齢者医療保険料納入通知書兼特別徴収開始通知書	令和4年7月15日

(別紙略)

横須賀市公告第 203 号 (令和4年11月11日 掲 示 済)

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、督促状の送達ができないので、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第112条において準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているため、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和4年11月11日

横須賀市長 上 地 克 明

年 度	種 別	月 別	発付年月日
令和4年度	後期高齢者医療保険料	8月分	令和4年9月30日

(別紙略)

横須賀市公告第 204 号 (令和4年11月25日 掲 示 済)

国税徴収法(昭和34年法律第147号)第95条及び第99条の規定の例により差押財産を公売するので、次のとおり公告します。

令和4年11月25日

横須賀市長 上 地 克 明

(次のとおりは略)

横須賀市公告第 205 号

追浜駅前第2街区市街地再開発組合の設立の認可を申請しようとする方から、都市再開発法(昭和44年法律第38号)第15条第1項の規定により第一種市街地再開発事業の施行地区となるべき区域の公告の申請があったので、同条第2項において準用する同法第7条の3第2項の規定により次のとおり公告し、当該区域を表示する図面を一般の縦覧に供します。

なお、施行地区となるべき区域内の宅地について未登記の借地権を有する方は、都市再開発法第15条第2項において準用する同法第7条の3第3項の規定により、この公告があった日から起算して30日以内に横須賀市長に対し、その借地の所有者(借地権を有する者から更に借地権の設定を受けた場合にあっては、その設定者及びその借地の所有者)と連署し、又は借地権を証する書面を添えて、書面をもってその借地権の種類及び内容を申告する必要があります。

令和4年11月25日

横須賀市長 上 地 克 明

- 施行地区となるべき区域に含まれる地域の名称
横須賀市追浜町3丁目2番2の一部、2番4の一部、3番6、3番17、3番19の一部、7番4地先の一部、8番1から8番5まで、8番7、8番8の一部、8番11、8番12、8番13の一部、8番14から8番18まで、9番1、9番2、9番3の一部、9番4の一部、9番5、9番6、9番8、9番8地先の一部、9番9、11番1、11番4、11番6、11番10、11番11、11番13、11番14、11番17、11番23、11番26、12番1から12番3まで、13番1、13番3、13番4の一部、13番5の一部、13番6の一部、13番10から13番14まで及び16番1から16番4まで
- 縦覧期間
令和4年11月25日から同年12月9日まで
- 縦覧場所
横須賀市経営企画部まちづくり政策課

横須賀市公告第 206 号

農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第8条の規定により定めた横須賀農業振興地域整備計画を変更したので、同法第13条第4項において準用する同法第12条第1項の規定により公告します。

その関係書類は、横須賀市経済部農水産業振興課において縦覧に供します。

令和4年11月25日

横須賀市長 上 地 克 明

横須賀市公告第 207 号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告します。

その農用地利用集積計画は、横須賀市農業委員会事務局において縦覧に供します。

令和4年11月25日

横須賀市長 上 地 克 明

記の1

- 1 農用地利用集積計画を定めた土地の所在
横須賀市長井1丁目207番
- 2 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名
横須賀市津久井5丁目17番2号
原 田 靖 久
- 3 利用権を設定する方の住所及び氏名
横須賀市長井1丁目23番23号
原 田 洋 子

記の2

- 1 農用地利用集積計画を定めた土地の所在
横須賀市長井2丁目1965番、1966番及び1998番
- 2 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名
横須賀市秋谷2丁目1110番地
株式会社平凡野菜
代表取締役 藤 原 信 良
- 3 利用権を設定する方の住所及び氏名
東京都大田区南千束1丁目26番10号
木 地 本 晴 美
東京都大田区南千束1丁目26番10号
木 地 本 嘉 子

記の3

- 1 農用地利用集積計画を定めた土地の所在
横須賀市須軽谷字明ノ町365番、369番及び370番
- 2 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名
横須賀市須軽谷374番地
廣 川 公 一
- 3 利用権を設定する方の住所及び氏名
三浦市初声町高円坊1476番地
鈴 木 啓 一

記の4

- 1 農用地利用集積計画を定めた土地の所在
横須賀市林5丁目1259番
- 2 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名
横須賀市林2丁目12番8号
岩 澤 健 和
- 3 利用権を設定する方の住所及び氏名
横須賀市林5丁目1721番地
岩 澤 淳 一

上下水道局告示

横須賀市上下水道局告示第36号 (令和4年11月25日)

下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき、令和4年12月1日から次のように公共下水道の供用及び下水の処理を開始します。

その関係図面は、横須賀市上下水道局技術部給排水課において告示の日から一般の縦覧に供します。

令和4年11月25日

横須賀市上下水道事業管理者

横須賀市上下水道局長 長 島 洋

下水を排除し、及び処理すべき区域	排水施設の位置	排水施設の方式	終末処理場の位置及び名称
平作3丁目の一部	別図のとおり	分流式	横須賀市三春町2丁目1番地 横須賀市下町浄化センター

(別図略)

教育委員会告示

横須賀市教育委員会告示第17号 (令和4年11月1日)

令和5年度横須賀市立ろう学校幼稚部及び高等部普通科に入學する幼児及び生徒を次のとおり募集します。

令和4年11月1日

横須賀市教育委員会
教育長 新 倉 聡

(次のとおりは略)